



令和7年度 みやぎ二酸化炭素排出削減支援事業補助金 (高効率設備等導入事業)



宮城県では、県内事業者の皆様の省エネルギー設備等の導入を支援するため、省エネルギー設備等の導入事業に要する経費の一部を補助します。

1 概要

県内事業所で実施する省エネルギー設備の更新事業で、12月26日(一部枠については2月末)までに事業が完了する、費用対効果 0.001 (t-CO₂/千円・年)以上、補助対象経費 100万円以上のものが対象です。

区 分	要 件	補助率	補助上限額
① 脱炭素化枠	建築物におけるZEBの実現又はSBTの達成に必要な設備の導入事業	1/2 以内	2,000 万円
② 大規模削減枠	100t-CO ₂ /年以上の排出削減を行う設備の導入事業	1/2 以内	1,000 万円
③ 診断枠	省エネルギーセンター等が行う省エネルギー診断 ^{※1} の結果に基づき実施する省エネルギー設備の導入事業	1/2 以内	1,000 万円
④ EMS枠	エネルギーマネジメントシステム(EMS)を併設した省エネルギー設備の導入事業	EMS:1/2 以内 設備:各枠の補助率	750 万円
⑤ 県産枠	県認定製品 ^{※2} の省エネルギー設備の導入事業	1/2 以内	750 万円
⑥ 一般枠	①～⑤以外の省エネルギー設備の導入事業	1/3 以内	500 万円
⑦ 断熱改修等枠	①～⑥の事業に併せて、空調設備のエネルギー使用量の削減効果を高めるために断熱改修等 ^{※3} を行う事業に対し、上乗せで補助するもの	1/2 以内	1,000 万円

※1・省エネセンター、プラットフォーム構築事業等による診断、省エネ法に基づく特定事業者の場合はエネルギー管理士による診断

※2・『「新商品」特定随意契約制度』における認定商品として認定されたことがある設備、
「宮城県グリーン製品認定制度」における認定製品である設備、

※2 「みやぎ優れ MONO」として認定されたことがある設備

※2・「宮城県新エネルギー等環境関連設備開発支援事業」、「宮城県新規参入・新産業創出等支援事業」を活用して開発し、既に製品化されている省エネルギー設備かつ上市している設備

※3・躯体(外皮)の断熱改修工事、複層ガラス等への更新/追加工事、遮熱シートの導入工事、

※3 フリークーリング、全熱交換器等のパッシブ技術導入工事等

2 受付期間

令和7年5月30日(金)17時まで

※ 同年度内において、1事業者が2度交付申請を行うことはできません。

3 審査・交付決定

申請者のカーボンニュートラルを目指した様々な取組について、審査会で総合的に評価を行います。

4 補助対象設備

導入する設備は、次の(1)～(7)を全て満たすものです。

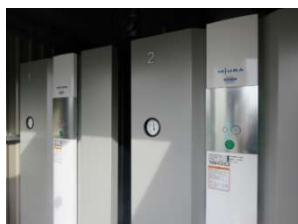
- (1)外部から電気、燃料等の供給を受けて稼働する設備
- (2)事業所内に設置し、又は使用する設備
- (3)発電機能を有しない設備
- (4)事業所のエネルギー使用に直接影響のある設備
- (5)省エネルギー効果の比較対象がある設備
- (6)償却資産登録される設備(高効率照明を除く。)
- (7)費用対効果が、0.001 (t-CO₂/千円・年)以上である設備

5 導入事例

- ・食品工場における高効率ボイラへの更新
- ・医療福祉施設における高効率空調、高効率給湯器への更新
- ・プラスチック製品工場における電動射出成形機の更新
- ・ホテル・旅館における高効率空調、高効率給湯器の更新 等



高効率空調機（室外機）



高効率ボイラ

※ 補助対象とならない設備の具体例

- ・断熱塗装、燃料改質器具など
- ・省エネルギー型自動販売機、低燃費型建設機械、輸送用機械器具類など
- ・コージェネレーション設備など
- ・サーキュレーター
- ・高効率照明(① 脱炭素化枠 及び ⑤ 県産枠を除く。)

6 補助対象経費

区 分	内 容
設計費	補助事業の実施に直接必要な機械装置・建築材料等の設計費
設備費	補助事業の実施に直接必要な機械装置・建築材料等の購入、製造(改修を含む)又は据付け、既存設備の撤去等に必要な経費
工事費	補助事業の実施に直接必要な配管、配電等の工事に必要な経費
その他経費	補助事業を行うために直接必要な経費で知事が承認したもの(工事負担金、管理費等)

7 その他

- (1)申請書は電子申請システム(<https://logoform.jp/form/GQGB/973737>)で提出ください。
- (2)④診断枠に申請する場合は、R3～R6 年度に受診した診断結果が必要です。
- (3)詳細については、HP に掲載の「運用の手引き」を参照願います。

問い合わせ先:宮城県環境政策課省エネ・再エネ推進班

◇TEL:022-211-2664 FAX:022-211-2669

◇Mail:kankyoss@pref.miyagi.lg.jp

◇ホームページ: <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kankyo-s/r7miyagico2.html>